

農 政 を め ぐ る 情 勢

目 次

- | | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | 規制改革推進会議が答申をとりまとめ・・・・・・・・・・ | 1 |
| II | TPP11、日米貿易、日EU・EPAをめぐる情勢・・・・・・・・ | 10 |
| III | 農業関連9法案の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |

今月号のあらまし

I 規制改革推進会議が答申をとりまとめ

6月4日、規制改革推進会議は答申をまとめ安倍首相に提出した。農業分野では、ドローンの利活用拡大に向けた規制緩和を新たに提言した。

農協改革については、2019年5月までの「農協改革集中期間」の最終年を見据え、「自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する」と明記された。

II TPP11、日米貿易、日EU・EPAをめぐる情勢

5月23日の衆院内閣委員会、24日の衆院本会議においてTPP11（新協定）関連法案が可決され、参議院に送付された。

6月7日、日米首脳会談が開催され、トランプ大統領は安倍首相との共同記者会見冒頭で、「米国は公正さと相互性という原則に基づく日本との2国間のディール（協定）を求めている」と述べた。

日EU・EPAに関して、政府は、7月11日に署名式を行う方針を固めた。

III 農業関連9法案の動き

政府は今国会に農業関連で9法案を提出し、6月10日現在で7法案が成立している。

I 規制改革推進会議が答申をとりまとめ

— 「規制改革実施計画」は6月中旬頃に閣議決定 —

1. 規制改革推進会議の動向

- 6月4日、規制改革推進会議は答申をまとめ安倍首相に提出した。農業分野では、ドローンの利活用拡大に向けた規制緩和を新たに提言した。
(規制改革推進に関する第3次答申・農業関連抜粋は別紙1の通り)

(1) ドローンの利活用拡大

- ドローンについては、農業利用の実態や技術革新の状況などを踏まえて、規制の妥当性や代替手段を検討し「結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる」とした。
- 農林WG（5月24日開催）において、農薬散布で、オペレーターと監視役の2人が必要な現行制度をオペレーターだけに減らす規制緩和に向け、国交省へのヒアリングが行われ、委員からは「薬剤散布は早朝。人の立ち入りの心配は少ない」「農地は見通しが良い」との意見があった。
- 監視役を減らすことは人件費の抑制につながるため、ドローンのメーカーや使用者から要望がある。

(2) 農地集積・集約化

- 農地中間管理機構については、2019年に農地中間管理事業の推進に関する法律が定める5年後の見直しを迎える。①農地集積・集約化や転用期待の抑制策、②農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直し—などについて記載された。
- なお、JAグループ愛知としては、農地中間管理事業の見直しにあたっては農地利用集積円滑化事業のメリットも考慮するよう政策提案として要望しているが、今回の答申の中では農地利用集積円滑化事業に関する内容は明記されていない。

(3) 農協改革

- 農協改革については、2019年5月までの「農協改革集中期間」の最終年を見据え、「自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する」と明記された。

(4) その他

- その他、底地を全面コンクリート張りにした既存の農業用ハウス等についても、新制度と同様の扱いとする場合の課題等について早急に検討することなどが明記された。

(新たなニーズに対応した農地制度の見直し)

- ①底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い
 - ・過去に農地を転用して該当する施設を設置したものについて、実態やニーズを調査し、新制度と同様の扱いとする場合の課題等について早急に検討
- ②相続未登記農地等の農業上の利用の促進について
 - ・所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討

(新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について)

- ・植物工場などの建築事例や審査内容等の実態を調査し、許可事例の情報共有を図り、特定行政庁における用途規制の円滑な執行を促す
- ・調査結果や海外の I C T 等を活用した事例など情報提供するとともに、建築物の主要用途として、「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を促す
- ・許可の実例や海外の先進事例等から把握される実態を踏まえて、新たな農業生産施設に関する許可の考え方について、特定行政庁に対する技術的助言として通知

- 規制改革推進会議の答申を踏まえ、政府は骨太方針等とあわせ、「規制改革実施計画」を 6 月 1 5 日頃に閣議決定する見込みである。

2. 食料・農業・地域政策確立全国大会

- 6 月 7 日、J A 全中は「食料・農業・地域政策確立全国大会」を東京で開いた。J A 代表者ら 8 5 0 人が参加し、与党の政策責任者との意見交換で、食料安全保障の確保や自己改革を後押しする政策の確立を訴えた。

【与党からの参加者】

(来賓挨拶) 二階俊博自民党幹事長、井上義久公明党幹事長

(政策意見交換)

自民党：塩谷立農林・食料戦略調査会長、野村哲郎農林部会長

公明党：石田祝稔政務調査会長、佐藤英道農林水産部会長

- 全中の中家徹会長は、自己改革について「農業・農村の危機を打開するため、何としてもやり遂げなければならない。完遂に向け、皆さんと決意を新たにしたい」と呼び掛けた。
- 一方、農業者の所得増大などの実現にはそれを後押しする政策の確立が不可欠とし、「食料安全保障の確立を農業政策の大きな柱に、実現に向けた政策の具体化が何より重要だ」と述べた。
- これを受け、自民党の二階俊博幹事長は「農業の成長産業化と併せ、食料安全保障に軸足をおいた食料・農業・地域政策の確立を約束しなければならない」と述べた。

- 米政策については、「米価安定に向け、現行の予算は恒久的に確立する」と述べ、飼料用米などへの転作に助成する「水田活用の直接支払交付金」の財源確保を約束した。
- また、准組合員の事業利用規制やＪＡ信用事業の代理店化について、「押し付けるつもりは全くない」「組合員が判断すればよい。しっかりと党として約束しておく」と述べた。
- 意見交換では、会場から、食料安全保障を憲法に位置付けることや鳥獣害対策など地域政策の拡充を求める声が上がった。准組合員の事業利用規制や公認会計士監査への移行に伴うＪＡの費用負担の増加に対する懸念も示された。

【意見交換会における主なやりとり】

- ・食料安全保障をスイスなどのように憲法に位置付けるべき。 (北海道)
⇒将来的に憲法改正の中で検討していく。 (自民・塩谷会長)
- ・中山間地域農業対策の充実や鳥獣被害防止総合対策事業の予算確保をしていただきたい。 (愛媛)
⇒鳥獣害では目に見えない被害も多い。生産基盤強化に向けて、労働力確保が不可欠。 (公明・石田会長)
- ・公認会計士監査移項に伴う負担増に懸念。「配慮規定」に基づく支援策を求める。 (鹿児島)
⇒監査コスト低減努力は当然としても、なお越えられない部分があるなら政府が適切な配慮をすることは当然。 (公明・佐藤部会長)
- ・(准組合員規制の調査と在り方検討について) 当ＪＡは准組合員が９割を占める。(どのような規制がされるか) フタを空けるまでわからない。規制におびえ仕事をしなければならないのか。 (大阪)
⇒法律の付則では規制するかも含め検討するとの表現になっている。おびえずに待つのが賢明。 (自民・野村部会長)

III 各分野における規制改革の推進

1. 農林分野

(1) 今期の重要課題

我が国の農林業は、地域の基幹産業である一方で深刻な問題を抱えている。

農業においては、「攻めの農政」の下、40代以下の新規就農者は3年連続で2万人を超え、農業総産出額も2年連続で増加し、16年ぶりに9兆円台に回復したが、農業従事者の平均年齢は66歳を超えており、高齢化と後継者の不足は深刻な問題となっている。

林業においては、国産材の供給体制において、平成14年に約19%まで落ち込んだ木材自給率が、平成28年には約35%まで上昇しているものの、森林所有者の多くは小規模零細で積極的経営を期待できない中で、主伐期にある人工林の年間成長率の4割以下しか活用されていない状況である。

農林業の持続的発展に向けては、このような状況から脱却し、若者を含む意欲ある生産者が付加価値の向上、規模拡大や投資等を通じた生産性の向上に挑戦し、効率的かつ安定的な経営を実現していく環境づくりを行う必要がある。

現状維持の発想を転換し、農林業者や地域の団体が、生産性の向上や地域特性に応じた生産物の付加価値を高めるために、自ら創意工夫を行いやすくすることで、日本の農林業の将来は切り拓かれる。

、会議が取りまとめた「規制改革推進に関する第1次答申」（平成29年5月。以下「第1次答申」という。）において、生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立や牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革について提言がなされ、同答申を受けて閣議決定された規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）において、これらの項目については同年度までに措置することとされた。

また、同答申においては、上記の項目のみならず、農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進についても提言がなされ、同年より検討が開始された。

その後、農林ワーキング・グループは「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」（平成29年11月6日）、「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」（平成29年11月24日）、会議は「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」（平成29年11月29日）を公表した¹。

これらの意見も踏まえ、政府及び与党における検討・論議を経て、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成29年12月8日農林水産業・地域の活力創造本部）が改訂されるとともに、これに基づき、森林経営管理法案、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が平成30年通常国会に提出されるに至った。

このような農林業改革を真に実りあるものとし、改革を一気に加速させるためには、

¹ 「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」及び「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」については、未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合（農林水産業）との合同会合による提言。

今回の法改正をきめ細かくフォローアップするとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく構造改革・生産性革命等を徹底し、引き続き不断の改革を進めていく必要がある。

本観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(2) 卸売市場を含めた流通構造改革

【a:措置済み、b:平成30年度以降措置】

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加による外食、中食等といった食の外部化の進展や卸売市場以外の流通形態の発達等、近年の食品流通を取り巻く情勢は卸売市場法（昭和46年法律第35号）制定時とは大きく様変わりしている。

生産者・消費者の双方にメリットのある食品流通構造の実現に向け、物流、卸・小売等の事業者や、物流インフラ、情報伝達の仕組み、卸売市場制度等の諸制度・慣行など、あらゆる側面から改革を進め、その中で、生産者が、消費者に付加価値の高い食品を届けるための多様な選択肢を得て、戦略的に生産、出荷ができるように改革していくことが重要である。

したがって、

- a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。
- b 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。
 - ・食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握され是正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。
 - ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。
 - ・卸売市場の運営に係る実務的ルールの公表等、商慣行等の見直しを促進すること。
 - ・食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。

(3) 新たなニーズに対応した農地制度の見直し

① 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて

【a:措置済み、b:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

農作物の収穫量を増加し衛生管理や環境制御を行うための高度な生産方式の導入や、人手不足や安全性確保のためのロボット化、収穫用レールやカートの導入、耕土を用いない高設棚等による水耕栽培など、営農形態の多様化が進んでいるが、現在の農地法（昭和27年法律第229号）においては、底地をコンクリート等で地固めた場合、第2条に規定されている要件を満たさず、農地転用に該当するために、農業者の負担となっている。

したがって、

- a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「植物工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。
 - ・施設を設置しようとする際に、設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。
- b 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。

② 相続未登記農地等の農業上の利用の促進について

【a:措置済み、b:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

、相続未登記等で所有者が不明な農地については、当該農地について管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人に着目して、簡易な手続で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする制度を創設すべきである。

加えて、本来であれば、所有者不明の農地となることを未然に防ぐために様々な取組を行うことが望ましく、例えば登記を促すための手続を簡素化することや、徴税部門と登記部門との連携による該当者の早期特定と登記の働き掛けなどが有効であるとの指摘がある。これらも踏まえ、農地の相続時の登記を着実に進めるための取組を一層強化することも重要である。

したがって、

- a 「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。
 - ・所有者不明の農地について、管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。
 - ・上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。

- ・上記と併せて、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5 年を超えないもの」から「20 年を超えないもの」に延長する。

- b 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。

(4) 農協改革の着実な推進

【平成 30 年度以降、継続的に措置】

農協改革については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月閣議決定）に記載された「農業協同組合の見直し」及び規制改革実施計画（平成 27 年 6 月閣議決定）に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」を踏まえ、平成 31 年 5 月末までの「農協改革集中推進期間」における自己改革を加速させる必要がある。全農改革は「農業競争力強化プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に掲げられた生産資材・流通加工に関する改革を推進する上でも重要であり、また、地域農協組織においても、自己改革の着実な進捗が強く期待される。

したがって、農協改革集中推進期間最終年を見据え、自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する。

(5) 農業の発展に資するその他の改革

① 農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革

【平成 30 年度結論、結論を得次第速やかに措置】

農業を支える重要な基盤である農地について、農地中間管理機構等を通じた集積・集約化等の不断の見直しを行うこと、また、農地所有適格法人に係る様々な規制について、時代に即した見直しを行うことが必要である。

したがって、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）附則第 2 条に基づき、施行後 5 年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。

- ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。
- ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。

② 新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について

【平成 30 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

技術革新により、耕作を伴わない多様な生産方式が生み出され、農地以外に、生産拠点を設けることができるようになってきている。これにより、例えば、消費者が日常的に求める野菜等を消費地の近くで生産することを強みとするサプライチェーンを構築するなど、事業モデルの創意工夫が始まりつつある。

このような新しい農業生産拠点では、従来の農地とは異なる設備、立地で生産活動を行うことが多い。なかでも、建築物内に空調や排水等の設備を実装して生産活動を行うものが典型的である。このため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の用途規制の適用に当たっては、大小の原動機を実装した生産施設という意味で、いわゆる「工場」と捉え、また、広く「植物工場」と呼称される場合が多いという事情もあいまって、法執行を担う特定行政庁（同法第 2 条第 35 号に規定する市町村の長等）において、工場の基準が適用される場合が一般的となっている。用途規制が製造業を念頭においている、騒音、臭気、発生交通量といった周辺に与える影響の性質に関し、製造業における工場と新しい農業生産施設ではその性質を大きく異にする場合もある。そのため、両者を同等の前提で規制する妥当性を検討する必要がある。農業の多様な可能性を広げ、成長産業としていく上で、いわゆる植物工場に代表される新たな農業生産施設を普及させていくことは重要であることを踏まえ、名称や原動機等の実装される設備類型によって形式的に判断するのではなく、農業生産施設に伴う騒音、臭気、発生交通量等の周辺環境への影響に関する実態を見極めた上で、予断なく、用途規制の在り方を検討すべきである。

建築基準法の用途規制については、一律の基準を適用する原則の例外として、特定行政庁が行う特例許可（同法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定のただし書）によることも可能であるものの、いわゆる植物工場のような新しい農業生産施設に関し、これまで、特定行政庁による許可事例は見当たらない。

したがって、

- a 国は、建築基準法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定のただし書に基づく特例許可を活用し、植物工場などの新たな農業生産施設に類似する施設を建築した事例や審査内容、許可が不要な地域に立地した既存の植物工場等の実態を調査し、その結果を踏まえ特定行政庁に対して、許可事例の情報共有を図り、特定行政庁における用途規制の円滑な執行を促す。
- b 国は、法執行の円滑化等のために特定行政庁相互が情報交換等を行う場である日本建築行政会議に対して、a の調査結果や海外の ICT 等を活用している先進的な農業生産国の事例など、新たな農業生産施設の立地の検討に有用な情報を提供するとともに、新たな農業生産施設の用途規制における取扱いについて、海外での立地規制における取扱いも参照しつつ、騒音、臭気、発生交通量など市街地環境への影響に関する用途規制の判断要素に立ち戻り、建築物の主要用途として

「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を促す。

- c 国は、許可の実例や海外の先進事例等から把握される新たな農業生産施設がもたらす騒音、臭気、発生交通量等の実態を踏まえて、新たな農業生産施設に関する許可の考え方について、その実態に即した施設の定義も含めて検討・整理し、特定行政庁に対する技術的助言として通知する。

③ 小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について

【平成 30 年検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

農地の集約化、作業の省人化を進めて農業の生産性を高める上で、小型無人航空機（いわゆるドローン）に対する期待は大きい。他方、農業分野の用途の多くは、農薬散布、播種であり、現行の規制の下では、「危険物の輸送」、「物件投下」の類型に該当する。この場合、飛行経路下への第三者の立入りを防ぐなどの安全措置が必要となり、多くの場合、オペレーターに加えて注意喚起等を行う補助者の配置が求められる。

例えば、農薬散布でドローンを使用する場合には、人の立入りが想定されない耕作地において、散布する農薬が拡散しないよう地上 2 メートル程度を低空飛行させながら、作業を行うことが一般的である。このようなケースにおいて、補助者を配置することによって初めて回避できるリスクは、「危険物の輸送」、「物件投下」に該当する様々なケースの中でも、かなり小さいものであると推察される。

また、より広い耕作地で効率よく農薬散布等を行う場合には、それに見合った農薬の積載を要するが、現行の規制の下では、最大離陸重量が 25kg 以上になると、耐久性の要求や、飛行諸元を記録できる機能の付与などの、追加の規制に対応することが必要となり、この点も、農業分野での限定された利用実態に照らし、利活用を促進する観点から、その必要性の吟味が求められる。

ドローンをめぐる技術開発については、中国を始め、世界がしのぎを削っている。目視外飛行が可能となり、高度なカメラやセンサーの搭載などによる用途の広がりも期待される中、利活用を促進する観点から、農業分野における活用の実態を十分踏まえた必要最小限の規制を、予見可能性の高い方法で整理することが不可欠である。

したがって、小型無人航空機の国内外の技術革新と農業分野における利用の実態を把握し、オペレーターと補助者の役割等を再検証し、それを踏まえて、補助者の配置等の各種規制がリスクの回避に寄与する程度を速やかに分析評価した上で、その結果に基づき、農業分野における利用時の補助者配置義務、目視外飛行時の基準、最大離陸重量 25kg 以上の機体に要求される機能・性能基準を含めた各種規制の妥当性や代替手段を、規制の緩和等による安全リスクとその効果との比較衡量の観点も含めて検討し、結論を得次第、速やかに、必要な措置を講ずる。

[以 下 省 略]

Ⅱ TPP、日米貿易、日EU・EPAをめぐる情勢

— TPP 11 承認案と関連法案が参議院で審議入り —

1. TPP 11

- 5月23日の衆院内閣委員会、24日の衆院本会議においてTPP 11（新協定）関連法案が可決され、参議院に送付された。批准案は憲法における衆院の優越規定で参院での可決は不要となるが、関連法案は参院での可決が必要となる。
- 6月1日、TPP 11 承認案と関連法案参院本会議で審議入りし、5日、参院外交防衛委員会で審議された。
- 米国の参加見込みがなくなったと判断する条件や、見直しの実施について質問があり、「米国の通商政策の新たな動向などを踏まえて判断し、例えば（締約国の）日本が要請を行えば実施されることになる」と回答された。
(国会における主なやりとりは別紙1の通り)

2. 日米首脳会談

- 6月7日、安倍首相とトランプ大統領は米ワシントンのホワイトハウスで会談し、日米の新たな貿易協定の初会合を7月に開くことで一致した。
- トランプ大統領は安倍首相との共同記者会見冒頭で、「米国は公正さと相互性という原則に基づく日本との2国間のディール（協定）を求めている」「我々は巨額の貿易不均衡を減らすために協議している」と述べた。

3. 日EU・EPA

- 政府は、安倍首相が7月11日にベルギーのブリュッセルを訪問し、日本と欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）の署名式を行う方針を固めたと報道された。
- 政府は秋に予定される臨時国会に協定の承認案を提出し、来年初頭までの発効を目指すとされている。

国会における主なやりとり（ＴＰＰ・日米貿易交渉）

【６月１日参院本会議】

○新規加盟

- ・ＴＰＰ非加盟国から参加要望が来ることが予想される。日本として、どのように評価して対応していくのか。（自民・井原巧氏）

⇒日本は関心を示す国・地域に必要な情報提供を行う。新規加盟は（ＴＰＰ 11 の）発効後に正式協議が開始される。対応方針は 11 カ国で共通認識を確立する必要がある。この作業も日本が主導し、必要な調整を行っていきたい。（茂木ＴＰＰ担当相）

○牛豚マルキン法制化などの前倒し

- ・牛豚マルキンの補填率を 9 割に引き上げる法案を野党共同で提出した。ＴＰＰ 11 の発行に関わらず必要なもので、ＴＰＰ整備法と切り離して審議・成立させるべきだ。（国民・田名部匡代氏）

⇒補填率の引き上げは、発効による関税削減の影響に対応するためのもの。ＴＰＰ 11 の発行日から実施することが適当だ。（野党提出の）法案は、影響が生じていない段階で新たな国庫負担を伴う経営安定対策を講じようとするもので、適当ではない。（安倍首相）

○情報開示

- ・ＴＰＰ 11 では秘密保持契約を締結していないが、交渉過程の情報は国民に開示されていない。判断材料が与えられない状況で、関連法を審議しろというのは乱暴ではないか。（国民・田名部匡代氏）

⇒各国とのやりとりは、相手国との信頼関係や日本の交渉手法などをさらすことで類似交渉に悪影響を与えかねないことを踏まえた慎重な対応が求められる。（茂木ＴＰＰ担当相）

○再協議規定

- ・バターや脱脂粉乳の低関税輸入枠は残されたまま。枠を使って、ニュージーランドなどが対日輸出に出てくる。米国の畜産業界が不満を募らせ、日本に 2 国間交渉の圧力を強めるのは必至だ。対抗できる手立てはあるのか。（共産・紙智子氏）

⇒米国を含むＴＰＰが発効する見込みがなくなった場合は、締約国の要請に基づき見直しを行うと規定している。個別の関税割り当ては、日本としては（規定に基づく）将来の見直し対象と考えている。（安倍首相）

- ・米国の参加見込みがなくなったと判断するのは、どのような条件がそろったときか。（締約国の）要請がなければ見直しは行われないのではないか。（維新・浅田均氏）

⇒米国の通商政策の新たな動向などを踏まえて判断することが考えられる。この場合、例えば日本が要請を行えば見直しを実施することになる。（茂木ＴＰＰ担当相）

【6月5日参院外交防衛委員会】

○国内手続きの進捗

- ・各国の国内手続きの進捗状況は。(公明・杉久武氏)

⇒メキシコは先日国内手続きを終えたところ。オーストラリア、ニュージーランドでは議会審議が始まるなど、各国での手続きが順調に進んでいる。
(山野内勘二・外務省経済局長)

○牛肉セーフガード

- ・米国が(T P Pに)復帰した場合、全世界向けのセーフガードを廃止するが、日本農業の崩壊につながらないか。(国民・藤田幸久氏)

⇒T P P 1 2 協定の発行時、参加国を対象とした新たなセーフガードが導入される。輸入牛肉の平成28年度実績の99.8%が(対象として)カバーされることになる。
(河野外相)

○T P P 再交渉

- ・(米国が求めるT P P 再交渉について)政府は「不可能だ」と言っていた。しかし、最近「極めて難しい」と可能性を否定していない。
(立憲・牧山弘恵氏)

⇒再交渉は極めて困難だと安倍首相や私から述べている。
(河野外相)

- ・なぜ再交渉は不可能と断言しないのか。協定本体はいじらないが、米国にサイドレターで見返りを与える可能性はあるか。
(立憲・牧山弘恵氏)

⇒米国からT P P 参加の意向が示された場合の具体的対応について、現時点で予断を持っていうのは差し控えたい。
(山野内勘二・外務省経済局長)

○日米の2国間交渉

- ・米国は日本に、(T P P 離脱に伴う)競争上の不利を挽回するため、それ以上のもの(T P P を超える市場開放)を求めてくるのではないか。
(共産・井上哲士氏)

⇒T P P が日米両国にとって最善。農業分野について米国に対し、T P P での譲歩が、我が国最大限のものであると伝えている。
(河野外相)

- ・(米国による日本車への制裁解除の見返りに)食の安全や農業が取引材料にされるのではないかと多くの国民が懸念している。こういうことは議論しないと明確にしてほしい。
(共産・井上哲士氏)

⇒議論の対象は、今後日米で調整していく。
(渋谷和久・T P P 等政府対策本部政策調整統括官)

Ⅲ 農業関連 9 法案の動き

— 国会提出 9 法案のうち 7 法案が成立 —

1. 国会の動向等について

- 5月29日、政府・与党は6月20日までの今国会の会期を延長する方針を固めた。政府が重視する働き方改革関連法案やカジノを中核とする統合型リゾート施設（IR）実施法案などの審議日程が窮屈であることなどから、2～3週間程度延長する方向で検討していると報道されている。
- 政府は今国会に農業関連で9法案を提出し、6月10日現在で7法案が成立している。（主な法案の概要は「農政をめぐる情勢」前月号までを参照）

【農水省関係の今国会提出法案と審議状況】（6月10日現在）

農業経営基盤強化促進法等改正法案	《 <u>5月11日成立</u> 》
農林年金廃止法改正法案	《 <u>5月18日成立</u> 》
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法改正法案	《衆院可決》
都市農地の貸借の円滑化に関する法案（新法）	《参院可決》※参院先議
土地改良法改正法案	《 <u>6月1日成立</u> 》
農薬取締法改正法案	《 <u>6月8日成立</u> 》
森林経営管理法案（新法）	《 <u>5月25日成立</u> 》
独立行政法人農林漁業信用基金法改正法案	《 <u>5月25日成立</u> 》
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法改正法案	《 <u>3月30日成立</u> 》

2. 卸売市場法

- 卸売市場を含めた食品流通構造の改革については、12月8日に改訂された政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」にも追加され、今国会に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法改正法案として提出された。

【活力創造プランに追加された主な項目（抜粋）】

＜卸売市場を含めた食品流通構造の改革＞
・卸売市場の開設や取引について、規制を緩め、自由度を高める。一方で、公正な取引を守るため、国が基本方針を示し、指導監督も行う。

- 中央卸売市場の開設を公設に限ってきた認可制を廃止し、一定の要件を満たす市場を国が認定する仕組みに移行することが主要論点となる。
（改正の経緯・概要等は「農政をめぐる情勢」平成29年11月号等を参照）

- 5月23日、衆院農林水産委員会は卸売市場法と食品流通構造改善促進法の改正案について、参考人質疑を行った。
- 参考人は全国中央市場青果卸売協会会長、東京聖栄大学教授、日本チェーンストア協会専務等で、中央卸売市場の取引規制の弾力化に期待の声が上がる一方、開設企業に有利な市場運営等に対する懸念が示された。
- 24日、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法改正法案が衆院農林水産委員会で、自民、公明、日本維新の会の賛成多数で可決された。
- 大手資本による寡占化リスクを懸念する質問に対し、政府から不公正な不当廉売などがあれば公正取引委員会に厳格に対応してもらおうと回答された。
(主なやりとりは別紙1の通り)
- 25日、同法案が衆院本会議で賛成多数で可決され、参院に送付された。

3. 農薬取締法

- 今回の農薬取締法の改正案では、農薬の再評価制度の導入と登録審査の見直しが主要論点とされている。農水省は安全性向上や農家の生産コスト引き下げ、農薬メーカーの海外展開などが狙いと説明している。

【農薬取締法改正案の概要】

- ・再評価制度では、現行の3年ごとの再登録制度を廃止し、15年ごとに定期的に最新の科学的知見に照らして安全性の評価などを行う。
- ・登録審査は、農薬使用者や動植物への影響評価を充実させるとともに、主原料の有効成分と不純物の評価を導入する。また、ジェネリック（特許切れ）農薬の審査を簡素化する。

(法案の詳細等は「農政をめぐる情勢」平成30年2月号を参照)

- 5月30日、農薬取締法改正法案について、衆院農林水産委員会で審議入りし、31日全会一致で可決した。6月1日衆院本会議で可決され、参院に送付された。
- 再評価制度の導入については農薬の安全性向上に向けた措置として期待される一方、制度に対応するため農薬メーカーに費用が発生し、農薬価格の上昇につながりかねないことが懸念される。(主なやりとりは別紙2の通り)

- 8日、同法案について参院本会議で全会一致で可決され、成立した。
- なお、参院農林水産委員会（7日開催）で、再評価制度創設にあたって、附帯決議が全会一致で採択された。
- 附帯決議では、マイナー作物の作物群登録の適用拡大などに関連する内容や、ジェネリック農薬の開発・普及の促進、農業者への良質かつ低廉な農薬の提供を推進、規制改革推進会議等の意見を参考とするにとどめることなどが盛り込まれている。
(附帯決議は別紙3の通り)

国会における主なやりとり（卸売市場）

【5月24日衆院農林水産委員会】

○国の指導、監督

- ・（中央卸売市場で）第三者販売の禁止などが緩和されていけば、（公平、公正な市場取引となるよう）国はこれまで以上に指導、監督をしていかなければならない。（公明・佐藤英道氏）

⇒市場の開設者に対し差別的取り扱いの禁止を遵守することなどを認定要件としている。認定後も農相などが開設者に指導、助言、立ち入り検査などを監督するほか、状況に応じて認定を取り消すことができる。（齋藤農相）

○市場法改正の理由

- ・誰のための改正か。（改正を迫る）規制改革推進会議（には）市場関係者はいなかった。（卸売業者の）参考人は抜本改正を要望したことはない、寝耳に水と答えた。今改正しなければ、どのような支障が生じるのか。

（共産・田村貴昭氏）

⇒加工食品や外食の需要が拡大している。流通ルートの多様化が進み、ドライバー不足による支障も生じている。現行法では、中央卸売市場の取引の細部にわたり国が一律に規制していた、流通の状況変化に対応できない面が大きくなっている。（井上宏司・農水省食料産業局長）

○民間による寡占化

- ・大手資本による（市場運営の）寡占化のリスクを繰り返し質問した。そういうことは許さないという、（卸売市場の）基本方針にするべきだ。

（国民・関健一郎氏）

⇒食品流通構造改善促進法（改正案）で、（国が）取引状況を調査し、おかしいことがあれば公正取引委員会に通知する（と定めた）。不公正な不当廉売などがあれば、（公取委に）厳格に対応してもらう。基本方針をはじめ、厳しく対応していく。（齋藤農相）

○認定外の卸売市場

- ・（国の）認定を受けないで卸売業務を行う卸売市場は（公正、公平な取引の担保のために）課せられるルールを順守しなくてもいいのか

（無所属・大串博志氏）

⇒ルールを順守する義務はない。一方で（中央卸売市場と名乗れないなど）名称の使用制限や国の施設整備への支援が受けられない食品の流通状況などの調査を農相が行い、取引の公正性確保は取組みを強化していく。

（井上宏司・農水省食料産業局長）

国会における主なやりとり（農薬取締法改正）

【5月31日衆院農林水産委員会】

○再評価の影響

- ・（再評価制度は）時間的、金銭的にもコストがかかる。米国では制度を導入し、再評価を受けて登録を継続したもの（農薬）は6割くらいに減った。日本でも従来からある農薬が減る可能性があるのではないか。（国民・後藤祐一氏）
- ⇒米国では（1988年の）初回の再評価開始時、登録数は613成分だったが、2007年では新たに登録されたものも含めて724成分。日本でも登録の見直しが生じる一方、新たな農薬の登録も期待される。数がどうなるか予見できない。（齋藤農相）

○農薬メーカーの不正への対応

- ・仮に農薬メーカーから提出された試験成績が改ざんされていることが分かった場合、政府はどのような措置を講じるのか。（維新・森夏枝氏）
- ⇒（試験を行う施設の組織体制や記録の保存、検閲の実施などを定める）GLP基準を法律上の義務として規定する。登録後に試験成績の改ざんが明らかになった場合、登録取り消しなどの行政処分が可能になる。（池田一樹・農水省消費安全局長）

農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農薬は、農産物の安定生産に必要な生産資材であるが、その販売・使用については最新の科学的知見を的確に反映し、安全性を向上させるとともに、人の健康や環境への影響を考慮し、安全かつ適正に使用していくことが不可欠である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 登録された農薬の再評価制度の実施に当たっては、農薬の安全性の更なる向上を図ることを旨として行うこと。また、農薬に係る関係府省の連携を強化し評価体制を充実するとともに、新規農薬の登録に遅延が生じないようにすること。

二 最新の科学的知見に基づく定期的再評価又は随時評価により、農作物等、人畜又は環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、当該農薬につき、その登録の内容の変更又は取消しができるようにすること。また、定期的再評価の初回の評価については、可及的速やかに行うこと。

三 マイナ作物に使用できる農薬については、作物群を単位とした登録が可能な品目を増やすための作物のグループ化の動きを促進する等の必要な措置を充実させること。

四 良質かつ低廉な農薬の選択肢を広げるために、先発農薬の規格に係る情報を迅速かつ適切に公開し、ジェネリック農薬の開発・普及を促進すること。

五 農薬の登録制度の見直しにおいて、農薬メーカーの負担にも配慮し、農業者への良質かつ低廉な農薬の提供を推進すること。

六 生活環境動植物についてのリスク評価手法を早急に確立し、登録の際に必要な試験成績の内容等を速やかに公表すること。

七 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請に鑑み、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。

また、国内外の法制度で明記されている動物試験における3R（代替法活用、使用数削減、苦痛軽減）の原則に鑑み、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3Rの有効な実施を促進すること。

八 安全な農産物の生産及び農薬使用者の安全を確保し、農薬による事故を防止するために、登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項等を農薬使用者にわかりやすい手法で表示及び情報提供が行われるよう措置し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底を図ること。また、農薬使用の際に、農薬使用者及び農薬散布地の近隣住民に被害が出ないようにするため、農林水産大臣及び都道府県知事は防除業者を含む農薬使用者に対して十分な指導及び助言を行うこと。

九 非農耕地用除草剤が農薬として使用されないよう表示の徹底や販売店に対して十分な指導を行うこと。

十 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護することを前提に、農業者等の農薬使用者、農薬の製造者・販売者、農産物の消費者等の意見や、農薬の使用実態及び最新の科学的知見を踏まえて行うこと。

右決議する。